

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第5-67号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法第8条第3項、第17条第2項、第17条の2第1項及び第3項、第19条第1項、第21条第5項、第21条の2第3項、第21条の4第1項、<u>第22条、第22条の2第7項及び第22条の3第1項並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第35条その他の法令の規定に基づき、一般職に属するすべての職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前2号に定めるものに該当しないものをいう。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(任用の一般的基準)</p> <p>第3条 <u>職員（法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任、降任及び転任は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行うものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法第8条第3項、第17条第2項、第17条の2第1項及び第3項、第19条第1項、第21条第5項、第21条の2第3項、第21条の4第1項、<u>第22条第1項及び第2項並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第35条その他の法令の規定に基づき、一般職に属するすべての職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 配置換 同一任命権者の下において、昇任又は降任を伴わず、職員に勤務所又は職務の担任の変更を命ずることをいう。</u></p> <p><u>(6) 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で、同一任命権者が異種と認められる他の職に任命すること又は職員を昇任及び降任以外の方法で同一地方公共団体の他の任命権者が同種又は異種と認められる職に任命することをいう。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(任用の一般的基準)</p> <p>第3条 <u>法第17条第2項の規定に基づく任用の一般的基準は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）の採用、</u></p>

2 職種を異にする職への昇任、降任及び転任は、次の各号の一に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合
- (2) 心身の故障により他の職に転任させることが必要と認められる場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、人事管理上特に必要と認められる場合

3 用員をもって充てる職からそれ以外の職に転任しようとする場合（職の類似性があると認められる場合を除く。）の方法については、人事委員会が別に定める。

（条件付採用期間の延長）

第36条 （略）

2～4 （略）

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、第4項の規定の適用については、同項中「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第37条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条の3第1項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

昇任及び転任は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

(2) 職員の昇任、降任、配置換及び転任は、職の類似性を基準として行うものとする。

(3) 教育特例法第11条又は第15条の適用を受ける職員を、これらの職員の職以外の職員の職に任命する場合は、採用又は転任の方法によるものとする。

(4) 警察法（昭和29年法律第162号）第55条に規定する警察官を、警察官以外の職に任命する場合又は警察官以外の職員を警察官の職に任命する場合は、採用又は転任の方法によるものとする。

(5) 異種の職への昇任、降任及び転任は、次の一に該当する場合に限るものとする。

ア 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

イ 心身の故障により他の職に転任させることが必要と認められる場合

ウ ア及びイに定める場合のほか、人事管理上特に必要と認められる場合

（条件付採用期間の延長）

第36条 （略）

2～4 （略）

（臨時的任用を行うことができる場合）

第37条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条第2項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

(1)～(3) (略)

(臨時的任用の期間の更新)

第38条 臨時的任用の期間は、6月をこえない期間で更新することができる。この場合においては、法第22条の3第1項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

(1)～(3) (略)

(臨時的任用の期間の更新)

第38条 臨時的任用の期間は、6月をこえない期間で更新することができる。この場合においては、法第22条第2項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。